

## 各論その5

### 男女平等社会の実現に向けた取り組み

#### 【あらゆる分野における男女平等参画の推進】

1. 「連合島根第3次男女平等参画推進計画」(～2020年10月)を推進する。あわせて、目標達成にむけた実態把握(参画調査)や行動目標の進捗状況をフォローアップしながら進める。

#### 【男女間賃金格差の是正、男女雇用機会均等法の職場への定着】

2. 男女間賃金格差を是正するため、賃金実態調査結果を活用し、春季生活闘争において賃金改善に取り組む。

#### 【女性の就業継続、パートタイム労働者の総合的労働条件の改善に向けた取り組みの強化】

3. 改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の労働協約化と職場への定着を促進する。
4. パートタイム労働者の総合的な労働条件の改善に向け、均等・均衡待遇の確立に向け処遇改善の取り組みを進める。

#### 【女性リーダー等の養成と情報提供の充実】

5. 構成組織と連携して女性リーダー養成講座の「基礎コース」「応用コース」に積極的に参加する。
6. 「連合島根第3次男女平等参画推進計画」や男女平等課題、男女が共に組合活動を担う意義を学び実践につなげるため、研修会を実施する。また、6月の「男女平等月間」には、男女平等課題の研修会を実施する。

#### 【男女平等推進委員会、女性委員会等、組織活動の充実と活性化】

7. 男女平等推進委員会と女性委員会の役割・活動分野の明確化をはかり、有機的な連携により男女平等参画を推進する。
8. セクシャルハラスメントおよびマタニティハラスメント等の根絶に向けて、各種取り組みの強化を図る。